

【様式第4号】

諏訪市議会基本条例（案）パブリックコメント等の実施結果について

1 趣旨

近年の地方分権の進展により地方自治体の責任や決定できる範囲が拡大され、地方議会が果たすべき責任や役割はますます大きくなっています。

こうした中、諏訪市議会は、市民参加の推進及び情報公開を積極的に進め、市民に信頼される議会を目指すことで、議会の機能をさらに充実するように努めるとともに、活力あふれる議会活動を実践していくことを目的として、新たに「諏訪市議会基本条例」を制定することとし、その案を作成しました。

今回、この条例（案）について市民の皆様からのご意見をいただくことを目的とするパブリックコメントを実施するとともに、同様の趣旨で直接市民の意見をお伺いする「「諏訪市議会基本条例」策定に向けた市民意見交換会」を開催しましたので、その報告も併せて行います。

2 パブリックコメントについて

(1) 募集期間

平成30年8月1日（水）～8月31日（金）

(2) 閲覧方法

以下の場所に条例案と意見用紙を綴ったファイルを配置するとともに、諏訪市ホームページでも同様の内容を公開した

諏訪市役所議会事務局及び1階ロビー情報コーナー
豊田、四賀、中洲、湖南の各公民館

(3) 意見件数

意見件数：37件

意見者：8人（提出方法：持参3人、郵便2人、ファクシミリ0人、電子メール3人）

3 市民意見交換会について

(1) 開催日時・場所

日時 平成30年8月23日（木） 昼の部 午後1時30分～3時30分
夜の部 午後7時～9時

場所 諏訪市役所302会議室

(2) 開催方法

最初に議員より、諏訪市議会基本条例に関する今までの取り組み経過と、この条例の必要性や内容について説明を行った。そのあと参加者や議員が3グループに分かれ、グループごとに意見を出しあった。

(3) 参加人数

昼の部 市民20人、議員14人

【様式第4号】

夜の部 市民19人、議員14人

(4) 意見件数

意見件数：47件

4 意見・提案等に対する市議会の考え方（パブリックコメントおよび市民意見交換会に寄せられたご意見の合計）

対応区分	対応内容	件数
A	条例案を修正・追加する。	3
B	条例案は修正しないが、今後の取り組みにおいて参考にする。	23
C	検討の結果、条例案には反映しない。	19
D	意見の趣旨が既に盛り込まれているもの	7
E	市議会への意見に対し、市議会の考え方を説明するもの	18
F	パブリックコメントの範囲外のため、ここでは回答しないもの	1
G	条例案に対する質問・要望への回答	13
	合計	84